

社会福祉法人 優輝会 役員等報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人優輝会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支払い)

- 第2条 理事会及び評議員会に出席する役員及び評議員に対して、報酬として1回につき10,000円（税引き後）を支給することができる。
- 2 監事が定款第18条第1項の規定により監査したときは、前項の規定を準用する。
 - 3 役員及び評議員が、役員研修等に従事した場合は、第1項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

一部改正 平成21年10月1日（「実費弁償」を「報酬の支払い」）

一部改正 平成29年4月1日（定款変更に伴う条項の改正）